

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 30 年 12 月 7 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800066号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1800034号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社(現在は、D社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のE社(現在は、F社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のG社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のH社(現在は、I社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者のJ社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和43年4月14日から同年5月6日まで
② 昭和44年6月16日から昭和45年1月まで
③ 昭和45年1月頃から同年3月13日まで
④ 昭和45年9月4日から昭和46年1月16日まで
⑤ 昭和47年11月30日から昭和48年1月21日まで
⑥ 昭和50年6月30日から昭和51年4月頃まで

私は、請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険の被保険者記録がない。当該期間について、各社に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社の後継事業所であるB社の事業主は、請求者の請求期間①を含め、

両社の合併（平成 18 年 3 月 1 日）前の資料については保存していない旨回答していることから、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、A社において、請求者が入社した昭和 43 年 3 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同期入社で、所在が確認できる 18 名（請求者が氏名を挙げた者を含む。）に文書照会したところ、14 名から回答及び陳述を得られたが、うち 1 名は、請求者を記憶していたものの、請求者の請求期間①の勤務状況については不明であるとし、他の 13 名は、請求者を記憶していないことから、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている被保険者資格喪失年月日は昭和 43 年 4 月 14 日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

- 2 請求期間②について、C社の後継事業所であるD社の事業主は、請求者の請求期間②当時の賃金台帳等を保存していない旨回答していることから、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、C社において、請求者と厚生年金保険被保険者期間の一部又は全部が重複する者で、所在が確認できる 17 名に文書照会したところ、12 名から回答及び陳述を得られたが、うち 1 名は、請求者を記憶していたものの、請求者の請求期間②の勤務状況については不明であるとし、他の 11 名は、請求者を記憶していないことから、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者に係るC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている被保険者資格喪失年月日は昭和 44 年 6 月 16 日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる上、当該被保険者原票によると、被保険者資格喪失の直後に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

- 3 請求期間③について、E社の後継事業所であるF社の事業主は、請求者の請求期間③当時の関連資料を保存していない旨回答していることから、請求者の請求期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、E社において、請求者と厚生年金保険被保険者期間の一部又は全部が重複する者で、所在が確認できる 8 名（請求者が氏名を挙げた者を含む。）に文書照会したところ、5 名から回答を得られたが、うち 2 名は、請求者を記憶していたものの、請求者の請求期間③の勤務状況については不明であるとし、他の 3 名は、請求者を記憶していないことから、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記の回答があった同僚 5 名のうち、2 名の同僚は、請求期間③当時、入社から 2 か月ぐらひは厚生年金保険及び健康保険に加入できなかったと回答及び陳述しており、請求期間③においてE社では入社と同時に社会保険に加入させるといふ取り扱いがなかったことが

うかがえる。

加えて、請求者に係るE社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている被保険者資格取得年月日は昭和45年3月13日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

- 4 請求期間④について、G社は昭和49年6月19日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の元事業主をオンライン記録で特定できないため、元事業主の子息に照会したところ、同社子息が、同社の後継事業所であると陳述しているK社は、G社の資料を保存していない旨回答及び陳述していることから、請求者の請求期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、G社において、請求者と厚生年金保険被保険者期間の一部又は全部が重複する者で、所在が確認できる4名に文書照会したところ、回答のあった2名は、いずれも請求者を記憶していないことから、請求者の請求期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、請求期間④に係る請求者の記載はなく、健康保険の整理番号に欠番はない上、請求者の同社における被保険者資格取得年月日は昭和46年1月16日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

- 5 請求期間⑤について、I社の事業主は、請求者の請求期間⑤当時の関連資料を保存していない旨回答していることから、請求者の請求期間⑤における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、H社において、請求者と厚生年金保険被保険者期間の一部又は全部が重複する者で、所在が確認できる16名に文書照会したところ、9名から回答及び陳述を得られたが、うち2名は、請求者を記憶していたものの、請求者の請求期間⑤の勤務状況については不明であるとし、他の7名は、請求者を記憶していないことから、請求者の請求期間⑤における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、請求期間⑤に係る請求者の記載はなく、健康保険の整理番号に欠番はない上、請求者の同社における被保険者資格喪失年月日は昭和47年11月30日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、請求者の雇用保険の加入記録によると、請求者の請求期間⑤に係るH社の雇用保険の加入記録は確認できない上、当該期間の一部について、他社の雇用保険被保険者期間となっていることが確認できる。

- 6 請求期間⑥について、雇用保険の加入記録及び同僚の回答により、請求者は、請求期間⑥の一部（昭和50年6月30日から同年9月20日まで）においてJ社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、企業年金連合会が管理しているL厚生年金基金（平成*年*月*日に解散）の記録によると、請求者は、昭和48年1月21日に同基金に加入し、昭和50年6月30日に資

格を喪失しており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、J社の事業主は、請求期間⑥当時の関連資料を保存していない旨回答している上、同社が加入していたL健康保険組合は、請求者の健康保険の被保険者記録について、保存期間経過により保存していない旨回答していることから、請求者の請求期間⑥における給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 7 このほか、請求者の請求期間①から⑥までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。